

(土木交通委員会参考資料)

名古屋市総合計画 2023

【施策・事業】

緑政土木局

目 次

ページ

1	主な変更一覧（緑政土木局）	1
2	施策・事業（緑政土木局）	
(1)	該当施策一覧	5
(2)	施策・事業ページ（抜粋）	6
(別添)		
○	名古屋市総合計画2023（案）に対する市民意見の内容 及び市の考え方	

1 主な変更一覧（緑政土木局）

区分	変更前	変更後	掲載ページ
第5章 めざす都市像の実現に向けた施策・事業			
3 取り組む施策・事業			
施策19 犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます			
【施策を推進する事業】 252 通学路等安全対策の実施	<p>【事業名】 通学路安全対策の実施</p> <p>【事業概要】 通学路の安全を確保するため、道路管理者、交通管理者及び学校関係者等が通学路を点検し、交通安全対策を実施</p>	<p>【事業名】 通学路<u>等</u>安全対策の実施</p> <p>【事業概要】 <u>通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等</u>の安全を確保するため、道路管理者、交通管理者及び学校関係者等が<u>通学路等</u>を点検し、交通安全対策を実施</p>	250

区分	変更前	変更後	掲載ページ
施策24 身近な自然や農にふれあう環境をつくります			
【施策を推進する事業】 298 相生山緑地事業の推進	<p>【事業名】 <u>世界の「A I O I Y A M A」プロジェクトの推進</u></p> <p>【事業概要】 <u>弥富相生山線の道路事業を廃止し、相生山緑地の環境を保全するとともに、地域の防災性を高めることやユニバーサルデザインの観点を取り入れることにより、誰もが人や自然とふれあえる名古屋の新しい名所とするための事業を推進</u></p> <p>【現況】 渋滞対策の検討</p> <p>近隣地区の通過交通対策の実施</p> <p>市民との意見交換</p> <p>【計画目標】 渋滞対策の実施 ▶ 2エリア（5か年） ▶ 効果検証</p> <p>近隣地区の通過交通状況の経過観察</p> <p><u>相生山緑地の事業の推進</u></p>	<p>【事業名】 <u>相生山緑地事業の推進</u></p> <p>【事業概要】 相生山緑地の環境を保全するとともに、地域の防災性の向上や、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた園路や広場を整備するなど、誰もが人や自然とふれあえる名古屋の新しい名所とするための事業を推進</p> <p>【現況】 市民との意見交換</p> <p>関連事業 ▶ 渋滞対策の検討 ▶ 近隣地区の通過交通対策の実施</p> <p>【計画目標】 <u>相生山緑地の基本計画の策定</u></p> <p>関連事業 ▶ 渋滞対策の実施 2エリア（5か年） 効果検証 ▶ 近隣地区の通過交通状況の経過観察</p>	276

区分	変更前	変更後	掲載ページ
施策27 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します			
【施策を推進する事業】 333 適正な自転車駐車の推進と自転車通行空間の整備	<p>【事業概要】 歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、放置自転車等の撤去等を実施するとともに、自転車の安全で快適かつ適正な利用に向け、道路空間の中で歩行者、自転車、自動車の構造的・視覚的な分離を実施</p> <p>【現況】 放置自転車等の撤去 ▶ <u>放置自転車等</u> 11,567台</p> <p><u>道路空間の自転車等の構造的・視覚的な分離</u> ▶ 整備延長 100.9km（累計）</p> <p>【計画目標】 放置自転車等の撤去 ▶ <u>放置自転車等</u> 11,500台以下</p> <p><u>道路空間の自転車等の構造的・視覚的な分離</u> ▶ 整備延長 115km（累計）</p>	<p>【事業概要】 歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、放置自転車等の撤去等を実施するとともに、自転車の安全で快適かつ適正な利用に向け、<u>自転車通行空間の整備</u>により、道路空間の中で歩行者、自転車、自動車の構造的・視覚的な分離を実施</p> <p>【現況】 放置自転車等の撤去 ▶ <u>放置されている自転車等の台数</u> 11,567台</p> <p><u>自転車通行空間の整備</u> ▶ 整備延長 100.9km（累計）</p> <p>【計画目標】 放置自転車等の撤去 ▶ <u>放置されている自転車等の台数</u> 11,500台以下</p> <p><u>自転車通行空間の整備</u> ▶ 整備延長 115km（累計）</p>	293

区分	変更前	変更後	掲載ページ
【施策を推進する事業】 335 自転車の活用 推進	【事業名】 自転車の <u>活用の促進</u>	【事業名】 自転車の <u>活用推進</u>	293
施策35 港・水辺の魅力向上をはかります			
【施策を推進する事業】 405 うるおいと活 気のある堀川再 生	【現況】 堀川における水質の環境 目標値の達成率（B O D） <u>62.5%</u> <u>(平成29年度)</u>	【現況】 堀川における水質の環境 目標値の達成率（B O D） <u>87.5%</u>	333

2 施策・事業（緑政土木局）

(1) 該当施策一覧

施策番号	施 策 名	掲 載 ページ
16	災害に強い都市基盤の整備を進めます	223～229
17	防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します	231～240
19	犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます	247～251
22	消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します	263～266
24	身近な自然や農にふれあう環境をつくります	273～278
26	良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します	285～289
27	歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します	291～293
35	港・水辺の魅力向上をはかります	331～334
38	観光の振興・M I C E の推進と情報発信により交流を促進します	349～356
45	公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用を進めます	387～390

(2) 施策・事業ページ（抜粋）

都市像3 人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち

施策16 災害に強い都市基盤の整備を進めます

施策の柱

① 地震に強い都市基盤の整備

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、市設建築物や橋りょう、地下鉄構造物、上下水道施設、河川堤防などの都市基盤施設の耐震化に取り組みます。特に、緊急輸送道路*においては、橋りょうの耐震化や電線類の地中化を推進し、災害時の機能確保を進めます。

② 大雨に強い都市基盤の整備

河川・下水道等の整備を推進することで、全市域を対象に1時間63mmの降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1時間約100mmの降雨に対しても床上浸水をおおむね解消し、市民の生命財産を守るとともに都市機能の確保をめざします。また、雨水を一時的に貯留または浸透させることで河川や下水道等への負担を軽減させるため、公共施設において雨水流出抑制*の推進をはかるとともに、市民や事業者に対する雨水流出抑制の普及・啓発につとめるなど、治水安全度を高める取り組みを進めます。

③ 臨海部の防災機能の強化

防潮壁、防潮水門及び耐震強化岸壁の整備・機能強化を促進し、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震と、それに伴う津波に備えます。

成果指標

指標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合	51.8%	55%	65%
緊急輸送道路等にかかる橋りょうの耐震化率	66.1%	75%	89%
緊急雨水整備事業の整備率	91.8%	96%	100%

関連する個別計画

- ◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靭化計画 ◆震災に強いまちづくり方針
- ◆建築物耐震改修促進計画 ◆無電柱化推進計画 ◆総合排水計画 ◆河川整備計画
- ◆緊急雨水整備事業 ◆第3期教育振興基本計画 ◆市営交通事業経営計画2023

*緊急輸送道路：災害の発生により道路が被害を受けた場合、緊急通行車両の移動の確保及び人・物資輸送を円滑に行うため、緊急に応急復旧を要する道路。

雨水流出抑制：雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川・下水道への雨水流出量を抑制すること。



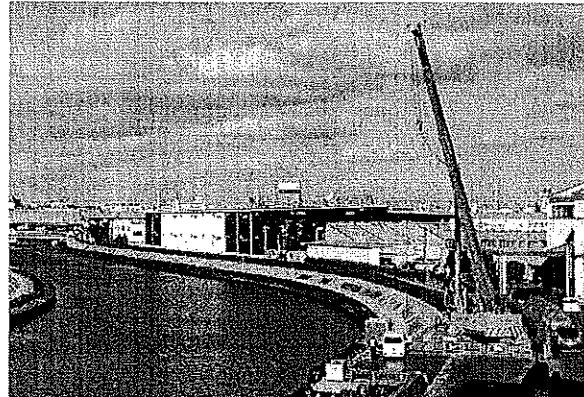
現状と課題

① (現状) 平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災、平成 28 (2016) 年 4 月の熊本地震、平成 30 (2018) 年 6 月の大坂府北部の地震、9 月の北海道胆振東部地震など、大規模地震と一緒に伴う津波等により、全国各地で多大な被害が生じています。

また、南海トラフ巨大地震の発生確率は、今後 30 年以内に 70~80% と切迫度を増しており、本市では発生時に最大の死者数が約 6,700 人、最大の建物全壊・焼失棟数が約 66,000 棟という甚大な被害が想定されています。

【課題】大規模地震発生時の被害を抑えるため、行政による一層の都市基盤施設の耐震化が求められています。

◇ 河川堤防の耐震対策 (山崎川)



② (現状) 全国的に大雨が増加傾向にあり、平成 30 (2018) 年 7 月豪雨 (西日本豪雨) など、これまでに経験したことのないような大雨により、各地で甚大な被害が発生しています。市内でも、1 時間 50mm を超える豪雨が増加しており、雨の降り方が激甚化しています。

本市では、これまで 1 時間 50mm の降雨に対応した河川・下水道などの施設整備をおおむね完了しています。また、平成 12 (2000) 年 9 月の東海豪雨などで著しい浸水被害が集中した地域などを対象に、原則 1 時間 60mm の降雨に対応する施設整備を実施しており、これにより、名古屋地方気象台における過去最高の 1 時間降雨量 97mm の降雨に対して床上浸水のおおむね解消をめざしています。

◇ 名古屋中央雨水調整池の整備



【課題】大雨による洪水・内水氾濫による被害を防止・軽減するため、平成 30 (2018) 年度に見直しを行った「総合排水計画」に基づき、河川・下水道等が連携した施設整備を推進することで治水機能を最大限発揮するとともに、雨水流出抑制を着実に推進していく必要があります。

③ (現状) 名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えています。本市では、防潮壁の改良、耐震強化岸壁の整備・機能強化など、名古屋港の防災機能の強化を促進しています。

【課題】地震・津波などの大規模災害から背後住民の生命・財産や背後地域の産業活動を守るために、引き続き防災施設の一層の機能強化が求められています。

施策を推進する事業

① 地震に強い都市基盤の整備

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
188 橋りょうの耐震化	災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強や改築を実施	耐震補強 ▶事業中 8橋 耐震改築 ▶事業中 1橋	耐震補強 ▶完了 10橋（5か年） 耐震改築 ▶完了 1橋（5か年）	緑政 土木局
189 河川・排水施設の耐震化	南海トラフ巨大地震をはじめとする地震・津波に備えるため、河川堤防や排水施設の耐震対策を実施	山崎川堤防の耐震化延長 4,500m（累計） 排水施設の耐震化 ▶ポンプ所 1か所（累計） ▶排水路 182基（累計）	山崎川堤防の耐震化延長 9,200m（累計） 排水施設の耐震化 ▶ポンプ所 7か所（累計） ▶排水路 検討・実施 大江川の地震・津波対策	緑政 土木局
190 電線類の地中化	災害時における緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動の円滑化、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成のため、電線共同溝をはじめとした多様な整備手法による電線類の地中化を実施	事業中 ▶名古屋環状線 ▶新出来町線 ▶東志賀町線	事業中 ▶名古屋環状線 事業完了 ▶新出来町線 ▶東志賀町線	緑政 土木局
191 歩道橋の耐震化	地震時の落橋を防止するため、熊本地震により落橋した橋脚と同様の構造を持つ高蔵跨線橋 ^{こせんきょう} の耐震補強を実施	設計	工事完了	緑政 土木局
192 街区の世界座標化の推進	地震発生時の液状化現象等により不明確となった街区の位置を復元するため、街区の世界座標データ化を実施	実施 市域の43.6%（累計）	実施 市域の50%程度（累計）	緑政 土木局

② 大雨に強い都市基盤の整備

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
199 河川の整備	浸水被害の軽減をはかるため、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの河川改修を推進するとともに、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえて、堤防強化等の緊急対策を実施	堀川の整備率（63 mm/h 降雨対応率） 40.0%	堀川の整備率（63 mm/h 降雨対応率） 48.0% 平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた堤防強化等の緊急対策の実施 4 河川（5 か年）	緑政 土木局
200 ため池の改良	平成 30 年 7 月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対して、ため池堤体の決壊を防ぐため、安全性を評価し、必要に応じて改良を実施	緊急点検 既存資料による洪水吐の能力確認	能力調査、 ため池の改良	緑政 土木局
201 土地改良区の排水機場等の長寿命化	浸水被害の軽減のため、老朽化した土地改良区の排水機場の機能診断の実施、機能保全計画の作成、それに基づく改修事業に応分の補助を行い、施設の長寿命化を支援	改修工事 ▶ 事業着手 1 か所 ▶ 事業完了 3 か所	改修工事 ▶ 事業完了 1 か所（5 か年）	緑政 土木局

施策17 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します

施策の柱

① 地域防災力の向上

家庭及び地域における防災対策の啓発や、中小企業の事業継続計画の策定支援、学校における防災教育を実施するとともに、地域特性に応じたきめ細かな防災活動への支援などを推進することで、地域防災力を高めます。

また、民間ブロック塀の撤去等に対する支援や、木造住宅が密集している地域における避難路の確保、延焼の拡大防止に向けた取り組みを進めるとともに、民間建築物の耐震化に対する支援などの減災対策を実施します。

② 災害対応体制の強化

大規模災害時に継続して業務を実施できるよう、職員の災害対応体制の強化や、防災拠点及び災害拠点病院としての市立病院・市立大学病院の機能強化などに取り組むとともに、同時多発的に発生する火災などへの対応のため、消防隊や消防団の機能強化などに取り組み、災害対応力を高めます。また、帰宅困難者を一時的に受け入れる退避施設の確保や、帰宅困難者用物資の備蓄など、企業と連携した帰宅困難者対策を推進します。

③ 避難対策・避難生活支援の推進

市民に適切な避難行動を促すための情報収集・伝達手段の充実などをはかるとともに、指定避難所においては、必要となる物資の備蓄や災害用トイレの充実などを進め、良好な生活環境の確保をめざします。

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
家庭内において災害に対する備えをしている市民の割合	59.1%	100%	100%
地区防災カルテを活用した防災活動に取り組んでいる学区の割合	13.9%	100%	100%
民間住宅の耐震改修助成件数（累計）	4,791 戸	6,641 戸	6,641 戸以上

関連する個別計画

- ◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靭化計画 ◆業務継続計画（震災編）
- ◆震災に強いまちづくり方針 ◆建築物耐震改修促進計画 ◆なごや集約連携型まちづくりプラン
- ◆名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画 ◆第3期教育振興基本計画 ◆総合排水計画



現状と課題

① (現状) 家庭内の家具転倒防止対策や食糧の備蓄、自主防災組織単位での訓練などの防災対策の実施率が伸び悩んでおり、家庭や地域における防災の取り組みの停滞が懸念されています。

平成 30 (2018) 年 6 月の大坂府北部の地震においては、ブロック塀の崩落により 2 名の死者が発生しています。また、木造住宅が密集している地域において、災害発生時に被害の拡大が懸念されています。平成 27 (2015) 年度時点の民間住宅の耐震化率は約 89%ですが、令和 2 (2020) 年度までに 95%まで引き上げる目標を掲げています。

【課題】 家庭における防災対策を促進することで自助力を高めるとともに、地域特性に応じた共助の取り組みを促進し、地域防災力を向上させることが必要です。

また、法令の基準に合わないブロック塀の対策や、木造住宅が密集している地域の減災対策を進めるとともに、引き続き民間住宅等の耐震化を支援することが必要です。

② (現状) 大規模災害発生時には、市役所、区役所・支所及び土木事務所などの防災拠点が早急かつ円滑に対応していくことが求められます。また、同時多発的な火災の発生や建物の倒壊などにより、消防や救助要請の急増が予想されます。

名古屋駅周辺ではリニア開業を控え大規模開発が進んでおり、発生が想定される帰宅困難者数は、現在約 8.5 万人と推計されています。

【課題】 大規模災害発生時に初動期からの継続した災害対応を実施し、被害を軽減させるため、防災拠点の機能強化や職員の災害対応体制の強化、消防力の充実強化などを平時からはかる必要があります。また、帰宅困難者対策など、市民や企業と連携した防災・減災対策を継続して推進する必要があります。

③ (現状) 気象庁は、南海トラフ沿いに異常な現象が観測された場合に「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとしています。また、近年の各地の災害において、指定避難所における環境面や運営面での問題が浮き彫りとなっています。

【課題】 情報収集・伝達手段の充実をはかるとともに、指定避難所における避難者の避難生活の質の向上をはかる必要があります。

◇ 自主防災組織団上訓練の様子



◇ 帰宅困難者を想定した防災訓練の様子



施策を推進する事業

① 地域防災力の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
211 水防法改正等 に伴うハザードマップの見直し・作成	想定しうる最大規模の洪水・内水・高潮等を前提とした浸水想定区域や避難行動等を周知するため、ハザードマップの見直し・作成を実施	検討	作成・配布	防災危機管理局 緑政 土木局 上下水道局

② 災害対応体制の強化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
220 土木事務所の 防災体制の維持・強化	頻繁に発生する台風、ゲリラ豪雨や、発生が危ぶまれる南海トラフ巨大地震等の災害へ対応するため、道路や河川等の応急復旧を行う地域防災活動拠点である土木事務所において、関係機関等と防災訓練を実施するとともに、得た課題を踏まえてマニュアル等の見直しを実施	防災訓練の実施 防災体制の維持・強化に向けたマニュアル等の見直し	防災訓練の実施 防災体制の維持・強化に向けた課題の抽出及び対応	緑政 土木局

③ 避難対策・避難生活支援の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
232 道路・河川等の 防災情報の収集・提供	市民や企業等の的確な避難行動を促進するため、道路・河川等監視情報システムにより、台風や大雨時の道路や河川などにおける危険か所の状況把握を行うとともに、市民への提供を実施	実施 ▶ 危険か所の画像取得 ▶ 市民への画像提供	実施 ▶ 危険か所の画像取得 ▶ 市民への画像提供	緑政 土木局

施策19 犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます

施策の柱

① 犯罪のない地域づくり

生活安全市民運動や防犯市民講座などを通じた防犯情報などの提供により、市民の防犯意識の高揚をはかります。また、防犯カメラの設置、防犯灯のLED化による街頭犯罪などを抑止するための環境整備をはじめとする地域防犯活動への支援や、子どもの見守り活動などを通じ、地域の防犯力を向上します。

② 交通事故のない地域づくり

年代にあわせた交通安全教室・教育の実施や、交通安全市民運動などの時期にあわせたキャンペーンの実施、高齢者の運転免許自主返納の促進などに取り組むとともに、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく自転車安全適正利用を促進するほか、交通事故危険か所の重点的な交通安全対策を進めなど、ソフト・ハードの両面から取り組みを進めます。

③ 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等への支援拠点である総合支援窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害等により生じた不安や問題の相談に応じるほか、二次的被害の防止に向けた広報・啓発を行うなど、「犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等に対する支援を進めます。

④ 安心・安全な生活環境の確保

客引き行為等の禁止区域の指定及び指導等、空き家の適切な管理等についての情報提供や支援、いわゆるごみ屋敷問題の解決に向けた支援等を進めることにより、市民の安心・安全な生活環境の確保をはかります。

成果指標

指 標	直 近 の 現 状 値	目 標 値 令和5(2023) 年 度	目 標 値 令和12(2030) 年 度
主要罪種※の認知件数	9,262 件 (平成 30 年)	7,841 件 (令和 5 年)	5,823 件 (令和 12 年)
年間交通事故死者数	55 人 (平成 30 年)	31 人 (令和 5 年)	24 人 (令和 12 年)
犯罪被害者等総合支援窓口の認知度	5.4%	17%	33%
特定空家等（周辺に危険や悪影響を及ぼす空家等）の件数	117 件	81 件	71 件

関連する個別計画

◆第10次交通安全計画 ◆空家等対策計画 ◆第3期教育振興基本計画

現状と課題

① (現状) 市内における刑法犯認知件数は、平成 30 (2018) 年は平成 15 (2003) 年の約 24.2% (22,514 件) まで減少しましたが、特に空き巣をはじめとする住宅対象侵入盗は、依然として指定都市ワースト 1 位が続いている。

【課題】 市民一人ひとりが防犯の意識を高く持ち、犯罪の被害にあわないよう注意・行動するとともに、地域ぐるみで犯罪を抑止する環境づくりが必要です。

② (現状) 市内における交通事故死者数は、平成 30 (2018) 年は 55 人 (前年比 16 人増) となっています。中でも、高齢者は交通事故の被害者に占める割合が高く、今後の高齢化の進行に伴い、加害者に占める割合も高くなることが予測されます。

【課題】 交通事故発生の原因や実態に即した効果的な対策を行うことにより事故を防止するとともに、これまで以上に、高齢者が交通事故の被害者及び加害者とならないような対策に力を入れていくことが求められています。

③ (現状) 刑法犯認知件数及び人身事故件数は減少傾向にありますが、さまざまな犯罪等に巻き込まれる犯罪被害者等が存在しており、直接的な被害だけでなく、周囲の無理解により二次的被害を受けることがあります。

【課題】 市民や事業者の犯罪被害への理解を深めることで二次的被害の防止を推進し、犯罪被害者等が必要な支援を受けられるようにすることが必要です。

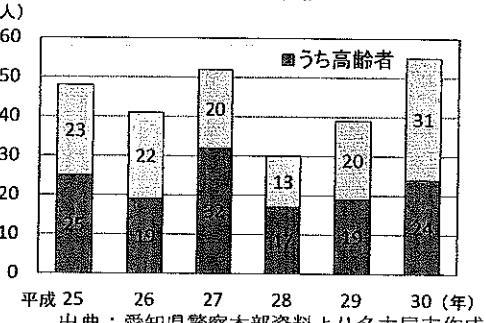
④ (現状) 市内の繁華街における客引き行為等により、通行の支障となり安心して歩きにくくなるなどの問題が生じています。

市内における空き家の戸数は、少子化・高齢化の進行、建築物の老朽化や社会的ニーズの変化などに伴い、今後も増加していくことが見込まれています。

住居やその敷地内などに物品等をため込み、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすいわゆるごみ屋敷が問題となっています。

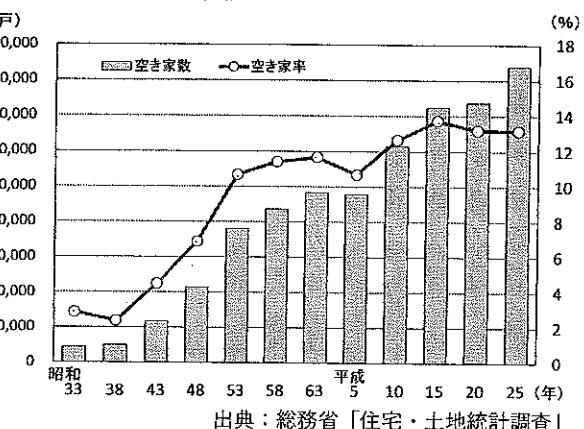
【課題】 客引き行為等の対策や空き家の適切な管理等、ごみ屋敷問題への対応を進めるなど、市民の安心・安全な生活環境を確保することが必要です。

◇ 年間交通事故死者数の推移



出典：愛知県警察本部資料より名古屋市作成

◇ 空き家数・率の推移



出典：総務省「住宅・土地統計調査」

*主要罪種：体感治安に影響を与えやすい罪種のうち本市が指定する罪種。強盗、恐喝、侵入盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品ねらい、車上ねらい、ひったくり及び自動販売機ねらいをさす。

施策を推進する事業				
② 交通事故のない地域づくり				
事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
251 交通事故危険 か所の交通安全 対策	交通事故を無くすため、交通事故の発生またはそのおそれがあり、対策を実施する必要があるか所において、道路の状況やこれまでの事故の形態に応じ、道路のカラー化等の交通安全対策を重点的に実施するとともに、過去の事故データ等をもとに事故状況を分析し、ラウンドアバウト等の新たな交通安全対策を検討・実施	防護柵、路面標示、道路照明等の設置	防護柵、路面標示、道路照明等の設置 新たな交通安全対策の導入を検討・実施	緑政 土木局
252 通学路等安全 対策の実施	通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全を確保するため、道路管理者、交通管理者及び学校関係者等が通学路等を点検し、交通安全対策を実施	歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー化等の実施	歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー化等の実施	緑政 土木局

施策2.2 消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

施策の柱

① 消費生活の安定・向上

消費者被害を未然に防ぐための効果的な啓発のほか、消費生活相談窓口の一層の周知を行います。また、相談者へのきめ細かな対応につとめるとともに、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応するため、消費生活相談の知識の蓄積や技術の向上をはかります。さらに、民法の改正による成年年齢の引き下げに対応するため、消費者教育の充実をはかります。

② 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

安全・安心で新鮮な生鮮食料品を確保するための衛生管理の徹底をはかるとともに、安定的な供給や効率的な流通を確保するため、適正かつ健全な市場運営に取り組みます。

③ 食の安全・安心の確保

市内の食品関係施設の監視指導や検査を実施するとともに、HACCP*に沿った衛生管理を推進します。また、消費者・事業者・行政の三者で情報の共有をはかります。さらに、農産物の生産段階においては、農家に対して家畜伝染病対策や農薬の適正使用についての知識の普及につとめ、食の安全・安心の確保をはかります。

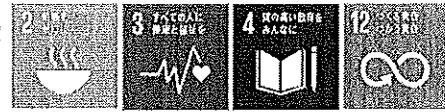
成果指標

指標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
消費生活に関するトラブルを消費生活センターに相談しようと思う人の割合	50.8%	62%	65%
生鮮食料品が安定的に供給されていると感じる市民の割合	93.2%	94%	95%
食品が安全・安心だと感じる市民の割合	83.9%	80%以上	80%以上

関連する個別計画

◆第2次消費者行政推進プラン ◆食の安全・安心の確保のための行動計画2023

*HACCP（ハサップ）：Hazard Analysis and Critical Control Point の略。食品等事業者が食中毒菌汚染等や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする手法。



現状と課題

① (現状) 近年、消費生活相談件数は、14,000 件から 15,000 件台の間で推移しています。高齢者では訪問販売による家屋の修繕工事やインターネット通信に関する相談の割合が高く、若者ではインターネットなどのデジタルコンテンツに関する相談の割合が高くなっています。

【課題】近年の商品・サービスの複雑化・高度化に伴い、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応する必要があります。

自立し、主体的な消費行動をとることのできる消費者市民を育成するため、関係機関と連携し、より効果的に消費者教育や啓発に取り組んでいくとともに、民法の改正による成年年齢の引き下げにも対応していく必要があります。

② (現状) 卸売市場は生鮮食料品の流通の基幹的な役割を果たしており、安定的な供給につとめています。

【課題】生鮮食料品の安全・安心への関心が高まる中、これまで品質管理の向上や効率的な経営を進めてきた中央卸売市場が、市場を取り巻く環境の変化に対応し、引き続き生鮮食料品の安定的な供給に大きな役割を果たしていくことが必要です。

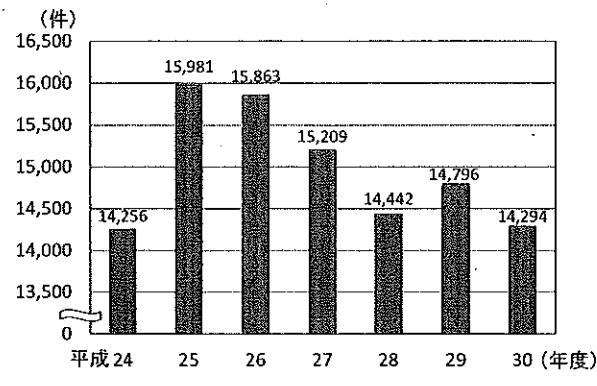
③ (現状) カンピロバクターやノロウイルスなどによる食中毒の発生や食品への異物混入など、食の安全・安心に関わる事件が依然として発生しています。

また、食品衛生法の改正に伴い、HACCP の制度化が予定されているなど、事業者による食品衛生管理のさらなる向上が求められています。

【課題】事業者に対しては HACCP に沿った衛生管理手法の導入を促進するとともに、消費者に対しては知識と理解を深められるよう情報提供を行うなど、それぞれの立場からの取り組みを促していく必要があります。

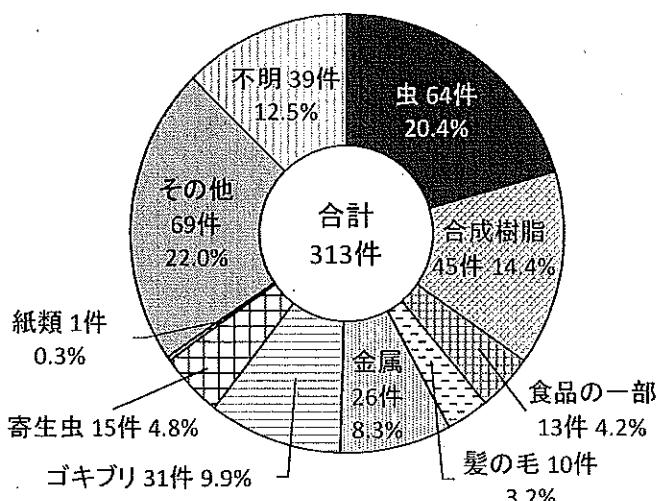
また、生産段階においても、食の安全・安心の確保をはかる必要があります。

◇ 消費生活センターへの相談件数の推移



出典：名古屋市作成

◇ 異物混入事例の内訳（平成 30（2018）年度）



出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

③ 食の安全・安心の確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
280 生産段階における食の安全・安心の確保	畜産農家に向けて、家畜伝染病の発生予防・まん延防止のため、巡回指導等の事業を実施するほか、農家に対して、安全・安心な農産物の生産を促すため、農薬の適正使用を啓発する講習会や環境保全型農業を推進する講習会を実施	全畜産農家に対する巡回指導及び消毒薬・殺虫剤の配布 農家向け講習会の実施 3回	全畜産農家に対する巡回指導及び消毒薬・殺虫剤の配布 農家向け講習会の実施 3回	緑政 土木局

施策24 身近な自然や農にふれあう環境をつくります

施策の柱

① 緑に親しめる環境づくり

緑が本来持つさまざまな機能（ヒートアイランド現象※の緩和など）により、潤いのある豊かな都市環境をつくるため、市内に残された樹林地の保全や公園緑地の整備、民有地緑化などにより市街地の緑化をはかるとともに、美しい街路樹づくりを進めます。また、公園などの魅力と価値を最大限に引き出し、より多くの市民が利活用できるよう、民間活力の導入や地域連携による公園経営を推進します。

② 水循環機能の回復

都市化によって損なわれた水循環機能を回復するため、市民・事業者と連携して、雨水の浸透・貯留などの取り組みを進めます。

③ 農のある暮らし、街とともにある農業の推進

市民農園※の設置を促進するなど、暮らしに農を取り入れる機会をより多くの市民に提供するとともに、農地の保全や地域の農産物の生産・消費促進に取り組むなど、都市農業を支援します。

④ 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

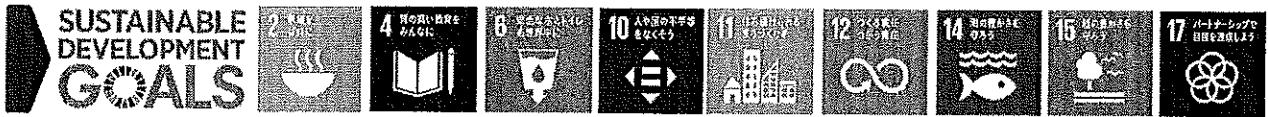
COP10（生物多様性条約第10回締約国会議）※開催都市として、多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしを継続していく都市づくりを一層推進していくため、幅広い市民が身近な自然の調査・保全活動に参加する機会を提供するとともに、グリーンウェイブ※の普及啓発などにより市民・事業者の生物多様性に配慮した行動を促し、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進します。

成果指標

指標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
新たに確保された緑の面積	41ha	200ha (5か年)	480ha (12か年)
親しみがある公園があると思う市民の割合	64.1%	70%	75%
農家や企業等が新たに開設した市民農園の区画数	94区画	330区画 (5か年)	750区画 (12か年)
暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている市民の割合	43.9%	50%	55%

関連する個別計画

- ◆なごや緑の基本計画2020 ◆公園経営基本方針 ◆なごやアグリライフプラン
- ◆長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）
- ◆第3次環境基本計画 ◆水の環復活2050なごや戦略 ◆生物多様性2050なごや戦略



現状と課題

① (現状) 平成 31 (2019) 年 4 月現在、市内の都市公園は 1,475 か所、総面積は 1,639ha あり、市域の約 5% を占めています。また、市内には約 10 万本もの街路樹（高木）が植えられ、緑豊かな空間として市民の大きな資産となっています。一方、都市化の進展とともに緑被率は平成 2 (1990) 年の 29.8% から平成 27 (2015) 年の 22.0% に減少しています。

◇ 名城公園トナリノ(官民連携による整備・運営管理)



【課題】 緑が持つ機能を最大限に発揮させるため、効果的に緑を保全・創出するとともに、柔軟な発想や多様な主体との連携による公園などの整備や運営管理を進める必要があります。

② (現状) 都市化の進展により、地下水のかん養※機能が低下するとともに、緑や水辺からの蒸発散が減少し、水循環機能が損なわれています。

【課題】 市民、事業者、行政が連携して水循環の回復に向けた取り組みを推進し、水循環の機能をまちづくりに活かしていく必要があります。

③ (現状) 市内には平成 30 (2018) 年 1 月現在、1,197ha の農地があります。市民が農にふれあうための農地は、都市化の進展や農家の後継者不足などによって年々減少しています。

【課題】 市民が農にふれあう機会を確保するため、農地を保全し、農業を支援するとともに、市民自らが農を楽しめる環境を整える必要があります。

◇ 農にふれあう市民の様子



④ (現状) 市街地の拡大や外来生物の侵入などにより、生物多様性への影響が生じています。また、令和 2 (2020) 年には、COP10 で採択された「愛知目標※」を実現するための「国連生物多様性の 10 年」の最終年を迎えることから、同年開催の COP15 において新たな目標の決定が見込まれています。

【課題】 地域における生物多様性の保全を推進するとともに、市民・事業者が生物多様性の大切さを認識し、行動するよう促す必要があります。

※ヒートアイランド現象：都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象。

市民農園：市、農協、農家などが開設する多様な貸し農園。

COP10 (生物多様性条約第 10 回締約国会議)：生物多様性の保全と持続可能な利用等を目的とした生物多様性条約の第 10 回の締約国会議で、平成 22 (2010) 年 10 月に本市で開催された。

グリーンウェイブ：国連が定める「国際生物多様性の日」である 5 月 22 日の午前 10 時 (現地時間) に、世界中で植樹などを行い、生物多様性について考えるきっかけとする活動。

地下水のかん養：降った雨が地面の下にしみこんでいくこと。

愛知目標：生物多様性の損失を止めるため、令和 2 (2020) 年を期限とし、国連機関や生物多様性条約の締約国が協力してめざす 20 項目の個別目標。

施策を推進する事業

① 緑に親しめる環境づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
292 公園経営の推進	公園の魅力と価値を高めて、より多くの市民に利用し、活用していただくため、民間活力の導入による整備及び運営管理を実施	実施 1公園（累計）	実施 8公園（累計）	緑政 土木局
293 魅力ある都市公園への再生	公園の利活用を促進するため、施設の老朽化対策、バリアフリー化、時代に沿ったニーズへの対応を進め、公園の魅力や利便性を向上させる再整備を推進	都市公園の面的な再整備 ▶事業中 9公園 ▶事業完了 3公園	都市公園の面的な再整備 ▶事業完了 10公園(5か年)	緑政 土木局
294 美しい街路樹づくりの推進	街路樹再生指針に基づき、計画的な街路樹の更新・撤去等により安全性を確保するとともに、名古屋の顔となるシンボル並木の形成によるまちの魅力を創出	街路樹の適正管理	質の高い街路樹管理 シンボル並木の形成 計画的な更新・撤去による安全対策の実施	緑政 土木局
295 緑のまちづくり活動の推進	緑の保全や創出など、緑のまちづくりに関わる人々の環を広げ、良好な都市環境の形成をはかるため、緑のまちづくり活動団体等への支援など、地域連携による緑のまちづくりを実施	緑のまちづくり活動 団体等への支援 主な緑のまちづくり 活動に携わった市民 の延べ人数 44,000人	緑のまちづくり活動 団体等への支援 主な緑のまちづくり 活動に携わった市民 の延べ人数 192,000人(5か年) 地域連携による新たな整備及び運営管理 のモデル実施及び制度設計	緑政 土木局
296 市街地の緑の創出	新たな緑を創出し、良好な都市環境の形成をはかるため、緑化地域制度や助成制度等を活用し、民有地緑化を促進するとともに、災害時に避難場所となる公園や、歩いて行くことができる身近な公園を計画的に整備	緑化地域制度等によ り確保された緑の面 積 470ha（累計） 都市公園の整備推進 ▶事業中 12公園 ▶事業完了 3公園	緑化地域制度等によ り確保された緑の面 積 645ha（累計） 都市公園の整備推進 ▶事業完了 3公園(5か年)	緑政 土木局

施策 24 身近な自然や農にふれあう環境をつくります

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
297 身近な緑の保全	緑豊かな潤いのある都市環境を市民に提供するため、特別緑地保全地区など緑地保全制度の活用により市内に残された樹林地等の緑を保全	緑地保全施策の実施 ▶ 特別緑地保全地区 204ha ▶ 市民緑地 5ha ▶ 保存樹林 1ha	緑地保全施策の実施	緑政 土木局
298 相生山緑地事業の推進	相生山緑地の環境を保全とともに、地域の防災性の向上や、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた園路や広場を整備するなど、誰もが人や自然とふれあえる名古屋の新しい名所とするための事業を推進	市民との意見交換 関連事業 ▶ 渋滞対策の検討 ▶ 近隣地区の通過交通対策の実施	相生山緑地の基本計画の策定 関連事業 ▶ 渋滞対策の実施 2エリア(5か年) 効果検証 ▶ 近隣地区の通過交通状況の経過観察	緑政 土木局

③ 農のある暮らし、街とともにある農業の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
300 地産地消の推進	地域の生産者と消費者がより身近な関係を築く環境を整えるため、朝市・青空市の支援、地産地消イベントの開催、食農教育の推進により、地産地消を総合的に推進	朝市・青空市の支援 36か所 地産地消イベントの開催 8回 給食講師派遣 40回	朝市・青空市の支援 36か所 地産地消イベントの開催 7回 給食講師派遣 40回	緑政 土木局
301 市民農園・市民水田等の設置	市民に農とふれあう機会を提供するため、農家や企業等が行う市民農園の開設を支援するとともに、市民水田・田んぼアートなどの体験イベントを推進	農家や企業等が新たに開設した市民農園の区画数 94区画 市民水田 1か所 田んぼアート 1か所	農家や企業等が新たに開設した市民農園の区画数 330区画(5か年) 市民水田 1か所 田んぼアート 1か所	緑政 土木局
302 農業公園の運営	市民が自然とふれあいながら、農業とその大切さを学ぶため、農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園を運営	実施	実施 ▶ 農業センターへの民間活力の導入	緑政 土木局

都市像4 快適な都市環境と自然が調和したまち

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
303 チャレンジファーマーカレッジ事業の実施	新しい農の担い手の育成のため、意欲を持って新たに「農」や「農業」に関わろうとする人が、野菜の栽培技術や知識を習得することができるチャレンジファーマーカレッジ事業を実施	実施 ▶チャレンジファーマーカレッジ 受講者 7人	実施 ▶チャレンジファーマーカレッジ 受講者 8人	緑政 土木局
304 農業の支援	都市農業を支援するため、農業生産基盤である農業用水路の更新計画を作成し、整備を推進するとともに、農家等の農業用施設・機械の導入などに対する補助を実施	農業用水路整備 (市街化調整区域) ▶整備延長 1,575m 農家等の農業用施設・機械の導入などに対する補助の実施 農業ボランティアの育成 25人	農業用水路整備 (市街化調整区域) ▶整備延長 5,500m(5か年) 農家等の農業用施設・機械の導入などに対する補助の実施 農業ボランティアの育成 30人	緑政 土木局
305 特定生産緑地への適切な移行推進	都市農地の保全のため、これに寄与する新制度について、基準等を整備し、指定から30年が到来する生産緑地所有者に対する周知、意向調査及び円滑な移行手続きを実施	制度の周知	制度の周知 移行手続きの実施	緑政 土木局

施策2 6 良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します

施策の柱

① 市街地の整備・再生

駅そば市街地のうち、道路や公園などの都市基盤の整備が不十分な地域において、土地区画整理事業により都市基盤の整備改善や宅地の利用増進をはかります。

また、拠点市街地のうち、都市機能の更新が必要な地域において、市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新をはかるなど、適切な事業手法により市街地の整備・再生を進めます。

② 土地利用等の規制・誘導

都市基盤の整備状況や地域の特性を踏まえつつ、快適に生活できる市街地の形成に向けた用途地域等の地域地区制度の適切な運用による土地利用の規制・誘導や、地区の特性やニーズに応じた土地利用、建物などに関するルールを定める地区計画*や建築協定*の活用促進に取り組みます。

③ 自動車交通の円滑化

機能的な都市活動と安心・安全な市民生活を確保するため、都市計画道路の整備を進めるなど、自動車交通の円滑化に取り組みます。

成果指標

指標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思う市民の割合	90.2%	90%以上	90%以上
地区計画の都市計画決定数及び建築協定の認可地区数（累計）	115 地区	128 地区	149 地区
主要な幹線道路において交通円滑化が達成された区間数	3 区間	11 区間 (5か年)	13 区間 (12か年)

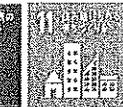
関連する個別計画

- ◆都市計画マスタープラン ◆なごや集約連携型まちづくりプラン
- ◆未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）
- ◆長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）

*地区計画：地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区住民の意向を十分に反映しながら道路、公園などの地区の施設と建築物の用途、形態、敷地などに関する事項を都市計画で定める制度。

建築協定：住宅地としての環境や商店街としての利便を維持・増進するため、建築基準法に基づき地域住民が自主的に建築物の敷地、用途、形態などに関する基準を協定する制度。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- ① (現状)** 都市基盤の整備が不十分な地域や、都市機能の更新が必要な地域において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、市街地の整備・再生に取り組んでいます。

【課題】 ^{しだみ}志段味地区をはじめ、現在施行中の土地区画整理事業では、必要な都市基盤の整備や改善を効率的に進め、事業を早期に完了させることで良好な居住環境の創出をはかる必要があります。

また、鳴海駅前地区では、市街地再開発事業の推進により敷地の共同化や高度利用にあわせた、さまざまな都市機能の集積による地域の活性化が求められています。

さらに、港北エリアでは、名古屋競馬場跡地におけるアジア競技大会選手村整備を契機とするまちづくりに取り組み、地域の課題解決、魅力向上に資する新たな価値・機能を創出する必要があります。

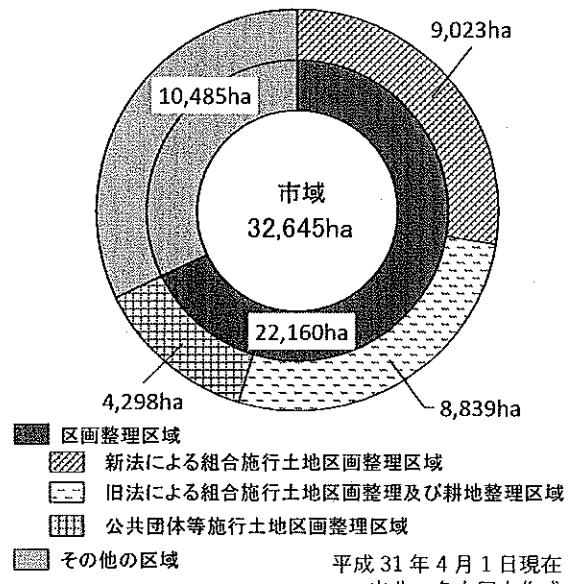
- ② (現状)** 都市基盤の整備にあわせ適切な土地利用の規制・誘導を推進するため、用途地域等の地域地区の見直しを行うなどさまざまなまちづくり手法の活用促進に取り組んでいます。

【課題】 引き続き、都市基盤の整備状況や土地利用の変化、具体的な開発計画の状況に対応しつつ、適切な用途地域等の地域地区制度の見直しや、地区の特性に応じたまちづくりの手法の活用促進により、良好な市街地環境の形成をはかる必要があります。

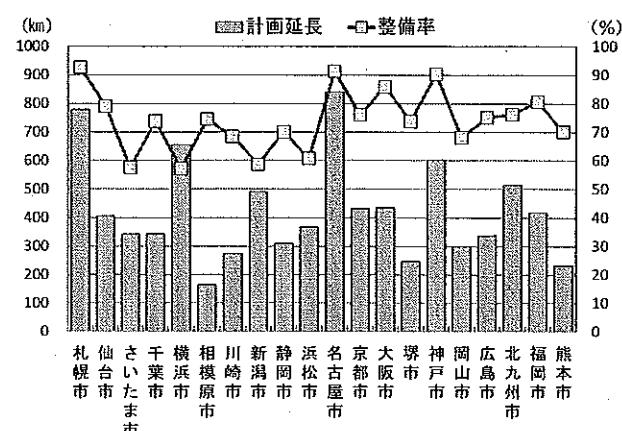
- ③ (現状)** 幹線街路の整備状況は他都市に比べて高い水準にありますが、地域によっては整備の遅れや踏切による渋滞発生、生活道路への通過車両の侵入などが見られます。

【課題】 人口減少などの社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中のもと、重点的、効果的に道路整備を推進するため、事業未着手の都市計画道路の見直しを着実に実施する必要があります。また、都市計画道路の整備や道路と鉄道の立体交差化により、自動車交通の円滑化をはかる必要があります。

◇ 市域と土地区画整理施行面積



◇ 都市計画道路（幹線街路）の整備状況 (指定都市比較)



出典：国土交通省「都市計画現況調査」
(平成 29 年) より名古屋市作成

施策を推進する事業

③ 自動車交通の円滑化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
330 都市計画道路 の整備	交通の円滑化や機能的な都市活動と安全・安心な市民生活の確保をはかるため、都市計画道路の整備を推進	推進 ▶ 小幡西山線はじめ 19 路線	推進 ▶ 小幡西山線はじめ 22 路線（5か年）	住宅 都市局 緑政 土木局
331 道路と鉄道の 立体交差化の 推進	地域分断の解消や交通の円滑化をはかるため、道路と鉄道の立体交差化を推進	連続立体交差事業の 推進 ▶ 事業化調整 名鉄名古屋本線 (山崎川～天白川間) 単独立体交差事業の 推進 ▶ 事業中 小幡架道橋はじめ 2か所 ▶ 事業化調整 名鉄名古屋本線 よびつぎ 呼続地区	連続立体交差事業の 推進 ▶ 事業化 名鉄名古屋本線 (山崎川～天白川間) 単独立体交差事業の 推進 ▶ 事業完了 小幡架道橋はじめ 2か所（5 か年） ▶ 事業化 名鉄名古屋本線 よびつぎ 呼続地区	住宅 都市局 緑政 土木局
332 橋りょうの整備	地域分断や渋滞の解消など交通の円滑化をはかるとともに、災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、都市計画道路や緊急輸送道路等の橋りょうの新築、改築を実施	橋りょう整備 ▶ 三階橋はじめ 4 橋	橋りょう整備 ▶ 水分橋はじめ 4 橋 (5か年)	緑政 土木局

施策27 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します

施策の柱

① 安心して歩ける歩行空間の確保と自転車通行空間の整備

放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備、柔軟な料金制度の採用による自転車駐車場の利用促進などにより、安心して歩ける歩行空間を確保するとともに、自転車を安全で快適に利用できるよう、自転車道・自転車レーンなどの自転車通行空間の整備を進めます。

② 都心部自転車対策の推進

都心部において、路上自転車駐車場整備などの対策を進めるとともに、自転車の所有から共有への転換による放置自転車等の台数削減や、まちの回遊性向上などが期待できるコミュニティサイクル*について、仕組みや効果などを十分に考慮し、導入に向けての検討を行います。

③ 自転車の活用推進

自転車は、身近で機動的であり、さらに環境にもやさしいモビリティであるとともに、サイクリング等を通じた健康づくりや余暇の充実など多方面において暮らしを豊かにする可能性を持つツールであることから、誰もが安全に利用でき、楽しむことができるインフラ環境を整備しつつ、さまざまな目的で自転車の活用がはかられるよう検討を行います。

成果指標

指標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合	27.7%	33%	50%
鉄道駅及びバス停留所周辺の放置自転車等の台数	11,567台	11,500台	11,000台
歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長(累計)	100.9km	115km	165km

関連する個別計画

◆自転車利用環境基本計画

*コミュニティサイクル：専用の自転車貸出返却場所（ステーション）を設置し、ステーション間の移動であれば、どこで借りてどこへ返してもよいシステム。



現状と課題

① (現状) 駅周辺における放置自転車等の台数は、対策の実施により平成 29 (2017) 年度で 1.4 万台とピーク時の昭和 62 (1987) 年度の約 5 分の 1 まで減少してきており、一定の効果が得られていますが、一部の地域では、いまだに放置自転車によって通行障害や景観の悪化を招いています。また、近年環境負荷の低減や健康志向の高まりを受け、交通手段として自転車が見直されています。しかし、自転車の通行空間の整備がまだ十分ではないことなどから、平成 28 (2016) 年において市内で発生した自転車が関連する交通事故件数は 3,111 件あり、全交通事故に占める自転車関連事故の割合は 22.9% と、全国の割合 (18.2%) よりも高くなっています。

【課題】 引き続き、放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備推進などにより、安心して歩ける歩行空間の確保を進めるとともに、歩行者と自転車が互いに安心し通行することができる、安全で快適な道路環境づくりを進めることが求められています。

◇ 自転車レーン

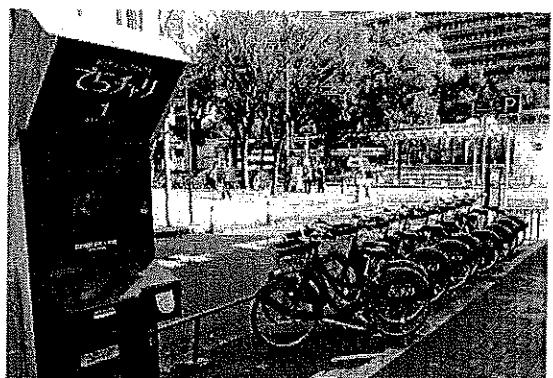


② (現状) 都心部においては、地域の意向を確認しながら路上自転車駐車場の整備を進めていますが、いまだ十分な駐車台数を確保するには至っておらず、放置自転車が多く存在しています。

一方、今後交流人口の増加などが見込まれる中で、環境負荷が低く、手軽で利便性の高い自転車の利用については、まちの回遊性向上につながる都心部の交通手段として、今後も大きな需要が見込まれています。

【課題】 引き続き、路上自転車駐車場の整備を推進するとともに、交通手段としての自転車の利便性を確保しながら、都心部における放置自転車の台数削減につながる新たな自転車利用の仕組みづくりを進めることが求められています。

◇ エリアマネジメント事業として運営されているコミュニティサイクル



③ (現状) 自転車は、身近な移動手段として通勤、通学、買い物などにおいて日常的に多くの市民に利用されていますが、楽しむといった目的で自転車を活用している市民は少ない状況となっています。

【課題】 歩行者、自転車や自動車を分離する道路空間の再配分をはじめとした、自転車を安全に利用でき、自転車を楽しむことができる環境整備とともに、さまざまな目的による自転車の活用が求められています。

施策を推進する事業

① 安心して歩ける歩行空間の確保と自転車通行空間の整備

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
333 適正な自転車駐車の推進と自転車通行空間の整備	歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、放置自転車等の撤去等を実施するとともに、自転車の安全で快適かつ適正な利用に向け、自転車通行空間の整備により、道路空間の中で歩行者、自転車、自動車の構造的・視覚的な分離を実施	放置自転車等の撤去 ▶放置されている自転車等の台数 11,567台 自転車通行空間の整備 ▶整備延長 100.9km（累計）	放置自転車等の撤去 ▶放置されている自転車等の台数 11,500台以下 自転車通行空間の整備 ▶整備延長 115km（累計）	緑政 土木局

② 都心部自転車対策の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
334 都心部自転車対策の推進	都心部において、歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、路上自転車駐車場整備などの対策を推進するとともに、民間主体によるコミュニティサイクルを導入	路上自転車駐車場の整備 4,000台（累計） 民間主体によるコミュニティサイクル事業の導入検討	路上自転車駐車場の整備 7,000台（累計） 民間主体によるコミュニティサイクル事業の導入	緑政 土木局

③ 自転車の活用推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
335 自転車の活用推進	安全で快適な自転車通行空間等の整備とともに、健康増進、観光などへの自転車の活用推進につなげるため、関係機関と調整を進め、さまざまな目的による自転車の活用推進を検討	検討	実施 ▶自転車活用推進計画の策定	緑政 土木局

施策3.5 港・水辺の魅力向上をはかります

施策の柱

① 名古屋港の魅力向上に向けた拠点整備

名古屋大都市圏のものづくりを支える名古屋港では物流機能との調和をはかりつつ、市民や来訪者に親しまれる親水性の高い魅力とにぎわいのある拠点整備を進めます。

金城ふ頭では、国際展示場の再整備によるコンベンション機能の強化や民間によるアミューズメント施設の開業など魅力向上を一体的に進めるとともに、域内の回遊性を高め、広域からも来訪者が訪れるような新しい名古屋の名所づくりを進めます。

ガーデンふ頭では、水族館や親水性などを最大限活用しながら、ふ頭全体の再開発を進めることにより、隣接する地区のまちづくりとあわせて、港まちの魅力とにぎわいを生み出します。

② 堀川・中川運河の再生・活用

堀川では、市民団体との協働による水質浄化の取り組みなどにより、良好な水辺環境の形成をはかるとともに、オープンカフェやイベントを実施するなど、水辺空間を利活用することにぎわいづくりを進め、魅力向上をはかります。

中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導や、緑地・プロムナードの設置、水循環の促進による水質の改善などとともに、運河を舞台とする市民活動を通じた市民・企業等との連携により、うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河へと再生をはかります。また、堀川や名古屋港等と連携した水上交通の充実やネットワーク化をはかります。

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
ガーデンふ頭、金城ふ頭の施設等来場者数の合計	747万人	900万人	1,100万人
名古屋の港や臨海部が魅力的な空間であると感じる市民の割合	32.2%	50%	70%
中川運河の再生をサポートする人々(運河びと)の認定数	426人	650人	1,000人

関連する個別計画

◆都市計画マスタープラン ◆築地ポートタウン計画 ◆中川運河再生計画 ◆堀川まちづくり構想

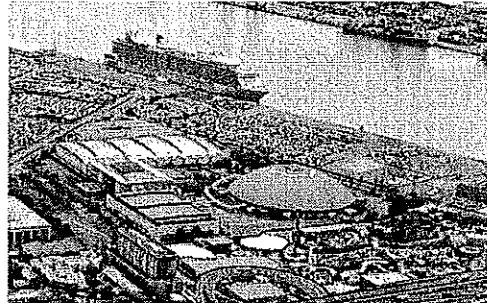
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

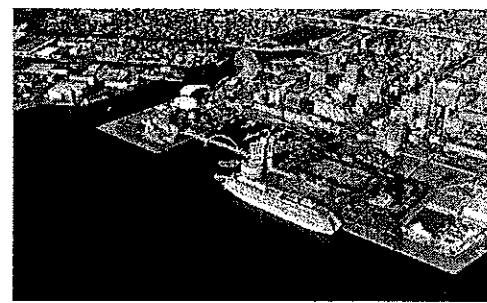
① (現状) 金城ふ頭では、「レゴランド®・ジャパン・リゾート」や商業施設「マイカーズ ピア」が開業するなど、新たにぎわい拠点の形成が進んでいます。ガーデンふ頭では、港らしさが感じられる空間づくりを推進しており、博物館「南極観測船ふじ」がリニューアルオープンしました。

◇ 金城ふ頭



【課題】 金城ふ頭では、レゴランド®・ジャパン・リゾートの拡張や国際展示場の再整備をはじめとする開発の着実な推進と駐車場運営の改善を進め、さらなるにぎわい創出と活性化をはかる必要があります。ガーデンふ頭では、ふ頭全体の再開発を進め、さらなるにぎわいを創出するための新たな魅力を創出していく必要があります。

◇ ガーデンふ頭



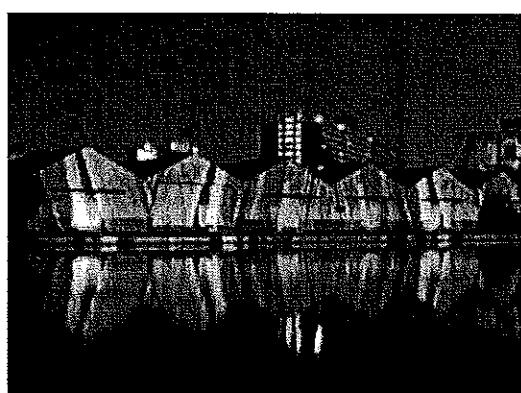
② (現状) 堀川をはじめとした河川等で、水辺空間の整備や水質の改善などに取り組んでいます。また、水辺空間を利活用したイベントが行われるなど、市民が水に親しむ機会が増加しています。中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導などを進めるとともに、水上交通定期運航・モニタリング調査として、ささしまライブ 24 地区とガーデンふ頭、金城ふ頭を結ぶ「クルーズ名古屋」の運航を行いました。

◇ 堀川（堀川フラワーフェスティバル）



【課題】 堀川では、水質の浄化など水辺環境のさらなる改善や、周辺まちづくりとの連携などによるにぎわい創出が必要となっています。中川運河では、ものづくりの発展を下支えしてきた歴史的役割を尊重しながら、交流・創造の場の創出、良好な水環境の創出などの取り組みにより再生をはかっていく必要があります。また、堀川や中川運河、名古屋港等が連携した水上交通を活性化する必要があります。

◇ 中川運河（キャナルアート）



施策を推進する事業

② 堀川・中川運河の再生・活用

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
405 うるおいと活 気のある堀川 再生	水辺空間に親しむ機会を増やすた め、民産学官の協働により、河川空 間を利活用することにぎわいづ くりを進めるとともに、水質浄化を 進め良好な水辺環境の形成を推進	河川空間を利活用し たイベントの開催日 数 117 日 堀川における水質の 環境目標値の達成率 (BOD*) 87.5%	河川空間を利活用し たイベントの開催日 数 130 日 堀川における水質の 環境目標値の達成率 (BOD) 100%	緑政 土木局

※BOD : Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解す
るために微生物が必要とする酸素量で、河川の汚濁を表す代表的な指標。この数値が大きいほど、
水質が汚濁していることを意味する。

施策38 観光の振興・MICEの推進と情報発信により交流を促進します

施策の柱

① 名古屋が誇る魅力資源の磨き上げと観光情報の発信

市内各地に豊富に存在する武将ゆかりの歴史・文化芸術や、なごやめし・ポップカルチャーをはじめとした名古屋の特色や魅力を向上させるとともに、積極的な情報発信につとめます。また、周辺の観光地や旅行会社など民間事業者とも連携し観光プロモーションを行うことで、多くの観光客が訪れる活気あふれる都市をめざします。

② 受入環境の整備と海外からの誘客促進

国内外からの来訪者が楽しく快適に過ごせるよう、民間事業者と連携した観光情報の提供や観光案内の機能強化、情報の多言語化、観光施設等のトイレの洋式化など、受入環境の整備に取り組むとともに、海外からの観光客誘致に向けたプロモーションを実施します。

③ MICEの推進による多様な交流の促進

ものづくり産業の集積をはじめとする当地域の特色を活かし、プロモーションの強化や支援制度の充実などによる全国的・国際的なMICE^{*}の誘致や、その基幹インフラとなる国際展示場・国際会議場の整備・運営に取り組むことにより、国内外の交流を促進します。

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
観光総消費額	3,656 億円 (平成 29 年)	6,000 億円 (令和 5 年)	1 兆円 (令和 12 年)
観光客の満足度	78.2% (平成 29 年)	90% (令和 5 年)	90%以上 (令和 12 年)
外国人宿泊者数	165 万人 (平成 29 年)	370 万人 (令和 5 年)	520 万人 (令和 12 年)
国際会議の年間開催件数	183 件 (平成 29 年)	248 件 (令和 4 年)	305 件 (令和 11 年)

関連する個別計画

- ◆名古屋魅力向上・発信戦略 ◆観光戦略 ◆東山動植物園再生プラン新基本計画
- ◆第3期教育振興基本計画 ◆市営交通事業経営計画2023

*MICE（マイス）：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。



現状と課題

① (現状) 近年、本市を訪れる観光客数はゆるやかな増加傾向にありますが、観光総消費額は伸び悩んでいます。

【課題】 交流人口の拡大や地域経済の活性化をはかるためには、幅広い経済波及効果をもたらす観光を重要な産業の一つと捉え、観光コンテンツの創造・発掘・磨き上げを進めるとともに、本市ならではの魅力や強みをターゲットごとにわかりやすく伝える戦略的なPRに取り組む必要があります。

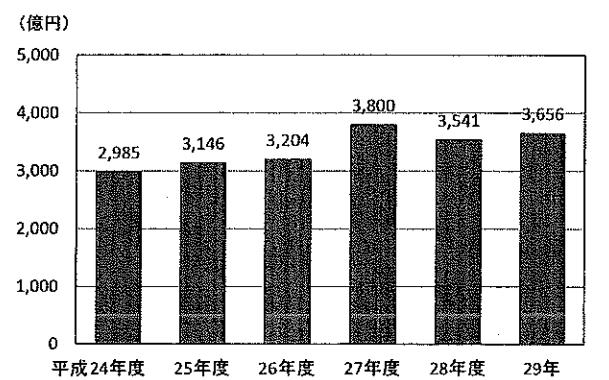
② (現状) 本市を訪れる外国人は増加傾向にあり、平成29(2017)年の外国人延べ宿泊者数は約165万人となっています。愛知県内の競技場で一部の試合が行われる令和元(2019)年のラグビーワールドカップ2019をはじめ、令和2(2020)年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機として、本市においてもインバウンドのさらなる増加が期待されます。

【課題】 インバウンドの促進に向けた取り組みのほか、国内外からの観光客のさらなる増加に向け、多様なニーズに対応したきめ細かいおもてなしを行うことが必要です。

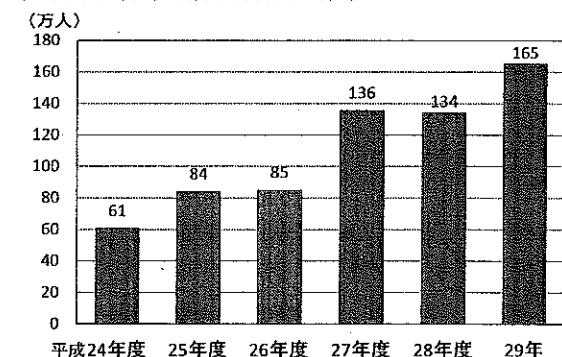
③ (現状) MICEは企業活動や研究・学会活動による交流や経済活動など高い付加価値を有していることから、近年その重要性が認知され、MICE誘致のための都市間競争が激しくなっています。

【課題】 産業や研究機関の集積という当地域の強みを活かし、他都市との差別化をはかり、MICE誘致の推進や開催支援の充実、国際展示場・国際会議場の整備拡充などを進め、MICE開催地として選ばれる都市となるよう取り組んでいく必要があります。

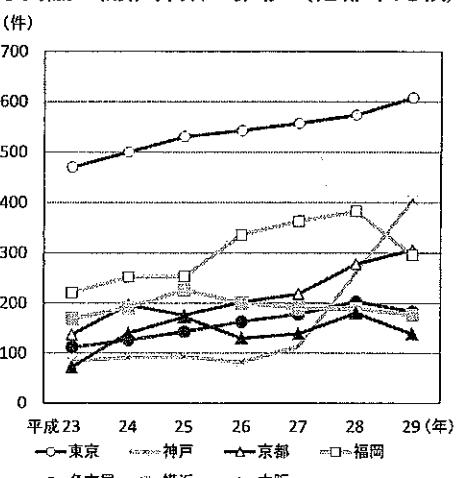
◇ 観光総消費額の推移



◇ 訪日外国人宿泊者数の推移



◇ 国際会議の開催件数の推移（他都市比較）



施策を推進する事業

① 名古屋が誇る魅力資源の磨き上げと観光情報の発信

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
448 東山動植物園の再生	名古屋のデスティネーションとして世界に誇れる東山動植物園をめざすため、展示、環境教育、種の保存、調査研究を強化推進	整備完了 ▶ アジアゾウエリア ▶ 北アメリカエリア 部分整備完了 ▶ アフリカの森エリア ▶ 日本産動物エリア ▶ 東山の森づくり 整備中 ▶ アジアの高地エリア ▶ 重要文化財温室前館の保存修理 ▶ にぎわいのある快適な園内空間	整備完了 ▶ 重要文化財温室前館の保存修理 ▶ 洋風庭園 部分整備完了 ▶ アジアの高地エリア ▶ アジアの熱帯雨林エリア ▶ 南アメリカエリア ▶ アフリカの森エリア ▶ ふれあい動物エリア ▶ 東山の森づくり 整備中 ▶ アフリカのサバンナエリア ▶ にぎわいのある快適な園内空間 希少動物の導入	緑政 土木局

施策4 5 公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用を進めます

施策の柱

① 施設の長寿命化と保有資産量の適正化

公共施設が本来の機能を十分に発揮できる状態を保てるよう、市設建築物のリニューアル改修や、公共土木施設の計画的・効率的な維持管理や改修といった施設の長寿命化に取り組むとともに、市設建築物については、施設の集約化・複合化や民間活力の活用など、適正な保有資産量の実現に向けた取り組みを進めます。あわせてこれらを着実に進めるため、長寿命化に向けた対策内容やその実施時期等をとりまとめるほか、保有資産量の適正化に向けた今後の施設のあり方についても検討するなど、アセットマネジメントの取り組みを推進します。

② 保有資産の有効活用

公的利用の見込めない資産の売却、貸付や、ネーミングライツ※の拡大など、保有資産のさらなる有効活用による一層の財源確保につとめます。

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
公共施設の維持管理状態に不満を感じている市民の割合	22.5%	16%	12%
一般施設※のリニューアル改修の実施施設数（累計）	6 施設	20 施設	60 施設
定期点検で早期措置と診断された道路橋の補修等に着手した割合	22.8%	100%	100%

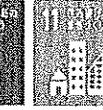
関連する個別計画

- ◆アセットマネジメント基本方針 ◆アセットマネジメント推進プラン
- ◆市設建築物再編整備の方針 ◆公共施設白書（第2版） ◆公共土木施設維持管理計画

※ネーミングライツ：市と法人等との契約により、市が所管する施設等に愛称等を付与する代わりに、法人等から対価を得て、当該施設等の運営費等に充てる手法。

一般施設：市設建築物のうち、学校・市営住宅等を除いた庁舎や市民利用施設等。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

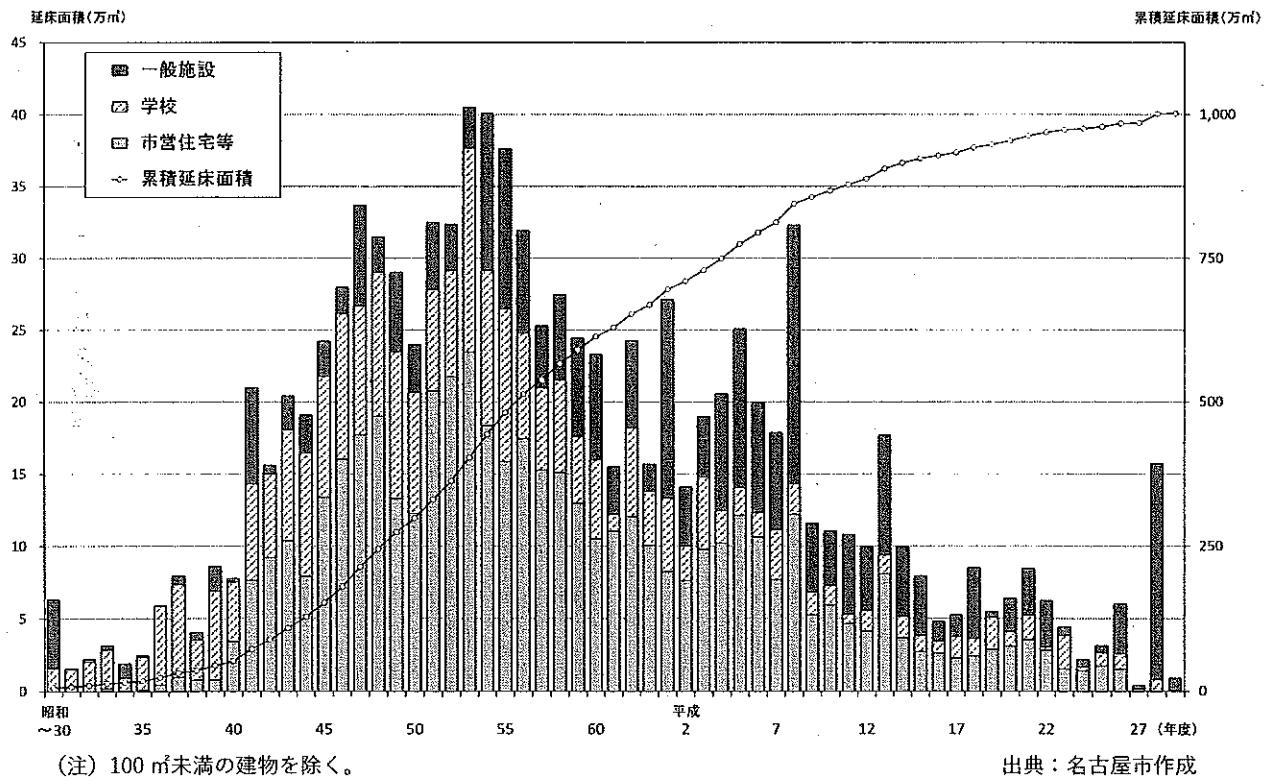


現状と課題

❶ (現状) 本市の保有する学校・市営住宅などの市設建築物は、昭和 40 年代から 60 年代を中心、道路・河川・公園などの公共土木施設は、昭和 30 年代から集中的に整備されてきており、経過年数の増加に伴う修繕、改修などが必要となる施設の増加が見込まれます。

【課題】今後とも厳しい財政状況が続くことが見込まれ、人口減少や人口構造の変化などを踏まえて、公共施設を健全な状態に保ち、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくためには、施設の長寿命化による経費の抑制と平準化とともに、市設建築物について、保有資産量の適正化を進める必要があります。

◇ 市設建築物の建設年度別の延床面積



❷ (現状) 利用予定のなくなった土地等の売却、貸付に加え、施設の壁面等を活用した広告のほか、平成 19 (2007) 年度から導入しているネーミングライツについても、提案を隨時受け付ける制度を設けるなど、保有資産の有効活用による財源確保につとめています。

【課題】今後とも厳しい財政状況が続くことや、経過年数の増加に伴う修繕、改修などが必要となる施設の増加が見込まれており、保有資産の有効活用による財源確保を進めていく必要があります。

施策を推進する事業

① 施設の長寿命化と保有資産量の適正化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
524 道路の維持・補修	車道舗装や歩道橋をはじめとする道路附属物等の計画的な維持管理のため、点検及び劣化状況に応じた適切な補修を実施するとともに、ヒートアイランド現象※や騒音などの都市の環境に応じた舗装材の検討を実施	舗装道補修 道路附属物等の点検・補修	舗装道補修 道路附属物等の点検・補修 都市の環境に応じた舗装材の検討	緑政 土木局
525 道路橋の維持・補修	道路橋の計画的な維持管理及び長寿命化による維持管理経費の抑制と平準化を行うため、定期的な点検による健全度の把握を行うとともに、点検結果に基づき予防保全型の補修を実施	点検 補修・塗装	点検 補修・塗装	緑政 土木局
526 排水路の改良・補修	排水路の計画的な維持管理のため、定期的に管路内部の点検・調査を実施し、損傷状態に応じ機能向上を含め、計画的に改良・補修を実施	改良 49.2 km (累計) 調査・補修	改良 64.2km (累計) 調査・補修	緑政 土木局
527 ポンプ施設の更新・整備	平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対応するため、ポンプ設備の状態を把握し、計画的な点検や適切な部品交換など必要な機能整備を実施	更新・整備等 104か所 (累計)	更新・整備等 239か所 (累計)	緑政 土木局
528 公園の維持管理	安心・安全で緑豊かな潤いのある都市環境を市民に提供するため、公園の適切な維持管理を実施	実施 ▶公園施設を更新した公園数 469か所 (累計)	実施 ▶公園施設を更新した公園数 869か所 (累計)	緑政 土木局

② 保有資産の有効活用

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
530 公共土木施設の有効活用	地域や市民に愛される魅力あるまちづくりを進めるため、道路や河川、公園などの公共土木施設を市民や企業による地域貢献の場として活用し、地域の活性化を推進	地域貢献の場としての活用	地域貢献の場としての活用	緑政 土木局

※ヒートアイランド現象：都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象。